

「令和7年度人権啓発事業」業務委託に係る公募について（公告）

次のとおり企画提案方式により受託者を公募します。

令和7年5月30日

香川県知事 池田 豊人

1 公募に付する事項

香川県及び香川県人権啓発推進会議が実施する次の事業

- | | | |
|---------|---|---------------------------|
| ① 委託業務名 | 令和7年度人権啓発事業 | |
| ② 委託者 | 香川県（以下「県」という。）、香川県人権啓発推進会議（以下「推進会議」という。）
契約候補者選定のための事務は県が行います。 | |
| ③ 目的 | 人権啓発ポスターの作成、掲示等の啓発事業を実施し、県民の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人権尊重意識の高揚を図ることを目的とします。 | |
| ④ 業務の内容 | 「令和7年度人権啓発事業」業務委託仕様書（別紙①）のとおりに従う。 | |
| ⑤ 委託期間 | 契約締結の日～令和8年1月30日まで | |
| ⑥ 契約限度額 | 令和7年度人権啓発事業 | 6,420,000円（消費税及び地方消費税を含む） |
| | （推進会議） | 2,272,000円 |
| | （県） | 4,148,000円 |

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者としてします。

- ① 香川県内に本社（本店）を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ③ 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ・ 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ・ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- ⑤ 香川県税等に滞納のない者（香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されていない者は、香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。ただし、県税の納税義務がない者（任意団体など）を除く。）

3 応募方法

応募意思表明書及び応募資格要件に適合することを証明する書類（以下「応募意思表明書等」という。）を提出してください。

- ① 受付期間 令和7年5月30日（金）から令和7年6月10日（火）17:15まで
- ② 提出書類 下記ア、イ、ウを提出してください。
 - ア 応募意思表明書
 - イ 応募事業者概要書
 - ウ 応募資格要件①～⑤に適合することを証明する書類【1部※写し不可】

③ 提出方法

- ・ 提出書類ア、イについては、香川県電子申請・届出システムにより下記URLから提出してください。
https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=9421

- ・ 提出書類ウについては、「15 応募・照会先」に記載の宛先まで郵送又は持参により提出してください。ただし香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号）第 180 条第 2 項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている場合には提出不要とします。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 質問の提出及び回答方法

質問は、質問書により受付期間中、随時、何度でも受け付けます。質問書を応募・照会先（下記15）まで電子メールで提出してください。回答は、正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、香川県公式ホームページに掲載します。なお、質問者名は公表しません。

- ① 受付期間 令和7年5月30日（金）から令和7年6月10日（火）17:15まで
- ② 提出方法 下記15まで、電子メールで提出してください。
- ③ 回答方法 県ホームページの、この公告掲載ページに添付ファイル「ご質問に対する回答」として随時掲載します。

6 応募資格要件の確認結果の通知

応募意思表明書等を提出した者全員に対し、県から応募資格の確認結果を郵送又は電子メールで通知します。なお、応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。

通知期限：令和7年6月13日（金）

7 企画提案書の提出

応募資格要件の確認結果の通知後、「令和7年度人権啓発事業」業務委託仕様書（別紙①）に基づき作成した次に掲げる必要な書類（以下「企画提案書等」という。）を期限までに提出してください。

- ① 提出期間 令和7年6月23日（月）から令和7年7月2日（水）まで（土、日曜日を除く。）
- ② 提出時間 8:30から12:00まで、13:00から17:15まで
- ③ 提出方法 持参（下記15まで）
- ④ 提出書類 下記ア、イ、ウ、エを提出してください。
 - ア ポスター案の絵コンテ等を含めた企画提案書及び応募者提案の企画提案書
様式は問いませんがA4判（長辺とじ）を基本とします。（正本1部、副本13部）
 - イ 見積書（正本1部、副本13部）
※県と推進会議の契約限度額の合計で、見積書を作成してください。
 - ウ 動画案のDVD1枚
ただし、絵コンテのみの提出も可とするが、その場合は絵コンテの正本1部、副本13部
※DVDを提出される場合は、ビデオ形式又はWindows Media Playerで再生可能な動画ファイルで提出してください。
 - エ 動画を放映する内訳（媒体、表示回数、視聴完了数等）を記載した資料（正本1部、副本13部）
- ⑤ 注意事項 正本1部にのみ表紙に参加者名を記載してください。
副本には参加者名及び商号、商標などを判別できる文字、記号等は一切記入しないでください。

8 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- ・ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ・ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ・ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ・ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。（県、推進会議のそれぞれの契約限度額を上回るとき。）

9 選定方法

（1）企画提案書等の説明（プレゼンテーション）

県及び推進会議は、参加者に対し、提出のあった企画提案書等について説明（プレゼンテーション）を求めます。

説明日は7月16日(水)を予定しています。各社25分(説明15分、質疑10分)程度を予定していますが、詳細は参加者に別途連絡します。

(2) 企画提案書等の審査及び契約予定者の選定

- ① 審査要領(別紙②)に従って「令和7年度人権啓発事業企画案審査会」において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、審査委員による各評価項目の得点合計が最も高い者を契約予定者としします。
- ② 下限の点数として、480点(審査委員が10名(800点満点)である場合)を設定し、この下限の点数を満たす企画提案がないときは、採用者なしとします。
- ③ 県及び推進会議は契約予定者決定後に審査結果を参加者あてに通知します。なお、審査経過については公表しません。
- ④ 審査基準の下限の点数を1者も満たさない場合には、採用者なしとします。

10 審査基準

審査要領(別紙②)のとおり。

11 契約の締結

- ① 県及び推進会議は、契約予定者と企画提案書等の内容をもとに委託内容、条件、経費等について協議・調整を行います。
- ② 契約は、県、推進会議及び契約候補者の三者間で締結します。
- ③ 委託契約締結業者は、契約の範囲内で令和7年度人権啓発ポスター、応募者提案啓発手法等の制作について県及び推進会議の指示に従うものとします。
- ④ 県との契約の内容については、県の随意契約の公表の対象となります。
- ⑤ 成果物に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含みます。

12 その他

- ① 企画提案書等に要した経費(企画提案書等作成経費、プレゼンテーション経費等)は参加者の負担とします。
- ② 提出された企画提案書等は、返却しません。また、提出された書類について受付後の差替え及び再提出は認めません。
- ③ 企画提案書等に虚偽事項を記載していることが判明した場合は、当該企画提案書等は正当な資料として取り扱いません。
- ④ 参加者は今回の委託業務に関して知り得た事実について、その秘密を守らなければなりません。ただし、県の承認を得たときはこの限りではありません。
- ⑤ 提出された書類は、本企画提案以外の目的で参加者に無断で使用することはありません。

13 契約書作成の要否

要します。

14 電子契約の可否

否とします。

15 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号
香川県総務部人権・同和政策課 総務・人権グループ 渡邊
TEL : 087-832-3201
FAX : 087-831-3680
E-mail : jw4150@pref.kagawa.lg.jp

16 スケジュール

5月30日（金）	公告開始、応募意思表示書受付開始、質問書受付開始
6月10日（火）	公告終了、応募意思表示書受付締切、質問書受付締切
6月13日（金）	応募資格要件の確認結果通知
6月23日（月）	企画提案書等受付開始
7月2日（水）	企画提案書等受付締切
7月16日（水）	企画案審査会（プレゼンテーションを実施）